

県立学校長 殿

教 育 長  
(公印省略)

緊急事態宣言の発令に伴う学校の感染予防対策について（通知）

本県において、令和 3 年 8 月 2 7 日から 9 月 1 2 日までを期間として、緊急事態宣言が適用されることとなりました。

これを受け、県立学校の対応について「第 3 2 回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、別紙 1 のとおり決定されました。

また、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（文部科学省）において示されている「地域の感染レベル」について、現在の県内のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、「レベル 3」に該当するものと判断しました。

つきましては、令和 3 年 8 月 2 5 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡の趣旨も踏まえ、学校における感染予防対策について、別紙 2 のとおり整理したので、学校の新しい生活様式の定着と感染予防対策の徹底を引き続きお願いします。

高校教育課教育指導班 菊 田  
特別支援教育課教育指導班 杉 浦  
保健体育安全課学校保健給食班 服 部  
問合せ 0 2 2 - 2 1 1 - 3 6 6 6

## 県立学校の対応について

本県において、令和3年8月27日から9月12日までを期間として緊急事態宣言の実施区域とされたこと、また、最近の感染者数に占める若年層の割合の増加や、感染性などの高い可能性が指摘される変異株の拡散状況を踏まえ、夏季休業後の学校活動において、最大限の危機感を持って感染防止対策に取り組む必要がある。

これを受け、上記期間中、県立学校においては、次のとおり対応する。

### (1) 学校活動全般に関する対応

①これまでの対策の蓄積や状況の変化を踏まえ下記の事項に特に留意し、基本的な感染防止対策の更なる徹底を図る。

- ・効果が高いとされる不織布マスクの使用
- ・日々の健康観察の徹底（本人のほか、同居者に体調不良がある場合も出校を控える）
- ・ワクチンを接種した職員・生徒においても、基本的な対策は継続
- ・不要不急の外出自粛等、学校・家庭外を含めた感染予防意識の高揚 等

②これに加え、以下の取組により、教育活動と感染防止対策を両立し、学校活動を継続する。

#### ○高等学校における取組

安心・安全な学習環境を確保できるよう、近距離で対面形式となるグループワークなど感染リスクが高い学習活動を控えるとともに、学校の状況に応じて、時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッド学習に取り組む。

#### ○特別支援学校における取組

事業者とも連携して感染防止対策を実施した上でのスクールバス運行をはじめ、医療的ケア、寄宿舎、給食といった特別支援学校で想定される学校生活の各種場面において可能な限りの工夫を行い、感染リスクの低減に取り組む。

### (2) 部活動における対応

部活動は、原則として自粛とする。

大会の主催団体に対し、大会のできる限りの中止・延期を要請しているが、調整が困難なものについては、感染対策を徹底した上での実施を求める。

### (3) 検査による早期探知

国のモニタリングPCR検査や抗原定性検査キットを活用した早期探知・早期対応により、安心・安全な学校活動の確保に取り組む。

## 【別紙 2】

### 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策について

#### 1 教育活動の基本となる主な通知

##### (1) 文部科学省通知等

- ①令和3年4月30日保体号外 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について（通知）
- ②令和3年6月28日保体号外 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について（通知）
- ③令和3年8月20日保体号外 小学校、中学校及び高等学校等における新学年に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について（通知）
- ④令和3年8月26日保体号外 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校、及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）

##### (2) 県教育委員会通知等

- ①児童生徒に感染が発生した場合の対応  
県立学校 令和3年4月27日事務連絡 新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）  
市町村立学校 令和3年4月27日保体号外 新型コロナウイルス感染症の情報提供の変更について（依頼）
- ②令和3年8月26日保体号外 緊急事態宣言の発令に伴う部活動の対応について（通知）

#### 2 主な日常の感染症対策

##### (1) 健康観察の徹底

- ①毎朝や活動場面の切り替わり時における健康状態の確認。
- ②発熱及び体調不良が認められる際には、外出を控え、必ず自宅で健康観察させる。  
地域の感染レベル2以上の場合は、同居者に発熱及び体調不良者がいる場合も、登校不可。

##### (2) マスク着用

- ①基本的にはマスクを着用する。  
気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は外す。  
会食後の歓談時にはマスクを着用する。
- ②正しいマスクの取扱いをする。
- ③マスクの有効性は、不織布>布>ウレタン。  
このことを、保護者にも適宜情報提供すること。

##### (3) 手洗いの徹底

- ①活動場面の切り替わりには、手洗い（手指消毒）を励行する。

##### (4) 換気の徹底

- ①常時換気に努める。
- ②換気がしにくい場所は、二酸化炭素測定器等を用いて、換気状態を確認する。

##### (5) 密集・密接の回避

- ①特に活動場面の切り変わりでの対策を徹底する。
- ②休み時間や登下校時、部活動及びトレーニング中の密集・密接をできる限り避ける。
- ③指導場面や職員室や会議や打合せ時の密集・密接に注意する。

**(6) 部活動時の感染予防の徹底** ※上記(1)～(5)の徹底を踏まえて

- ①感染リスク回避の工夫を行う。
- ②運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるので十分な感染症対策を講じた上でマスクを外すこと。

**(7) 日常の消毒**

- ①大勢がよく手を触れる場所は、消毒を行う。
- ②特に共用が多い教材等は、消毒やふき取りを行う。

**(8) デルタ株をはじめとする変異株に対しても基本的な感染症対策が有効とされていることから改めて徹底すること。**

**3 その他の感染予防対策**

**(1) 定期的な感染症予防対策の確認**

- ①定期的にチェック項目を確認する。
- ②地域の感染リスクが高くなった場合、児童生徒と職員全員でチェック項目を確認する。

**(2) 感染症教育の継続**

- ①正しい知識を指導し、みずから進んで考え、行動できるようにする。
- ②誹謗中傷や差別が発生しないための、日常からのモラル指導の励行

**(3) 学校に関わるすべての人たちとの協力・連携した予防対策**

- ①家庭との信頼関係・協力関係づくり
- ②学校関係者、取引業者との予防対策

**4 児童生徒・職員に感染者が発生した場合の対策**

**(1) 臨時休業や行動基準の判断**

- ①新型コロナウイルス感染症については、学校保健安全法第20条に基づき、設置者が判断する。  
※インフルエンザの対応とは違う。
- ②新型コロナウイルス感染症が、インフルエンザと同等の対応になるまでは、もうしばらく時間がかかると考えている。

**(2) 発生時の迅速な対応のための体制整備**

- ①休日も対応可能な緊急連絡体制の整備(夏季休業中の体制も整備すること)
- ②体調不良者が発生した際は、迅速に情報共有し早期に対応する危機管理体制を作る。  
学校への初期感染ルートは家庭内感染が主になっており、高等学校は広い地域から生徒や職員が通勤・通学していることから、学校内で感染が拡大すれば、県内の広範囲へ拡大する可能性があるため、迅速な対応ができる危機管理体制が必要である。

**(3) 県の感染状況等のステージと、文科省マニュアルの地域の感染レベル(行動基準)の関係**

文科省マニュアルにおけるレベルは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、保健福祉部と相談の上判断することとされている。今回の緊急事態宣言の発令を受けて、地域の感染レベルを「レベル3」とする。

目安としては以下のとおり。

- ①ステージ1の場合は、地域の感染レベル「レベル1」の対処
- ②ステージ2・ステージ3の場合は、地域の感染レベル「レベル2」の対処
- ③ステージ4の場合は、地域の感染レベル「レベル3」の対処

#### (4) ICT等を活用した学びの保障（学習環境の整備）

・学習の遅れが生じないように、下記の通知を参照し、体制の整備を行う。

- ①令和3年1月8日高第613号 新型コロナウイルス感染症対策としてのICTを活用した児童生徒の学習活動の支援について（通知）
- ②令和3年3月2日高号外 高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）
- ③令和3年8月26日高号外 緊急事態宣言の発令に伴う教育活動等の機会の確保について（通知）

### 5 生徒のワクチン接種について

#### (1) 接種に伴う出欠等の取扱い

学校においても、ワクチンの接種を希望する生徒が接種を受けやすい環境を整えることが重要であることから、以下のとおり出欠等の取扱いが示されていることを踏まえ、適切に対応すること。

##### ①医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能であること。

##### ②副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができること。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断いただきたいこと。

#### (2) ワクチン接種に伴う差別やいじめの防止

接種を受けるまたは受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、以下について生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めること。

- ・ ワクチンの接種は強制ではないこと。
- ・ 周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと。
- ・ 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や、接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること。

#### (3) ワクチン接種後の感染対策

ワクチン接種による発症・感染予防効果 100%ではないことから、既にワクチン接種した教職員や児童生徒にあっても、基本的な感染症対策の継続は必要であること。

### 6 今後の感染対策において特に留意すべき事項

#### (1) 文科省マニュアルでは、レベル3においては、

- ・ 教室の席の間は可能な限り2メートル確保。(施設や感染リスクの状況によっては、間隔にこだわらず、頻繁な換気の組み合わせによる柔軟な対応も可)  
難しい場合は学級を2つのグループに分けて異なる教室や時間で指導。
- ・ 各教科では、グループワークや近距離での実験、合唱、運動等、感染リスクの高い活動は行わない。
- ・ 部活動は、なるべく個人での活動とする。
- ・ 給食は、なるべく少ない献立での提供や弁当形式での提供等を工夫。難しい場合は、少なくとも配膳を伴わないパンや給食で提供。

といった強い対策が示されていることから、対応を進めること。

(2) 令和3年8月27日以降の緊急事態宣言実施期間中の部活動については、以下のとおりであるので留意すること。

①部活動は、原則として自粛。

②中止や延期などの調整ができず、おおむね9月中にやむを得ず開催される、高体連・高文連主催の大会や、その他の公式の全国大会及びそれにつながる大会への参加と、それに向けた練習については、以下を遵守の上で可とする。

- ・「部活動での指導ガイドライン（平成30年3月発行宮城県教育委員会）を踏まえた各校のガイドラインの内容（活動時間については1時間程度とする）を遵守するとともに、専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上で、必要最小限の活動とする。
- ・校内での活動のみとし、他校との練習試合・交流試合等は自粛する。

(3) 夏季休業中の学校関係者のPCR受検事例においては、自宅外での宿泊や友人との交流など、学校や家庭の外での接触状況により検査対象とされるに至り、陽性が判明するという事例が少なからず見受けられた。

夏季休業中で登校が少なかったこともあり、そこから県立学校で接触者が発生、学校閉鎖が必要となるという事例は多くなかったため、陽性発生の公表は少なかったが、8月18日までの県立学校関係者の陽性判明は30件（うち公表は3件）に上ったところ。

学校が再開すると校内での接触機会が増え、学校内感染が危ぶまれることから、校内での感染対策はもちろんのこと、児童生徒や教職員に対し、不要不急の外出の自粛や基本的な感染対策の徹底等、学校外を含めた感染予防意識の高揚を図ること。